

阿賀野市ふるさと納税 電子クーポン取扱事業者募集要項

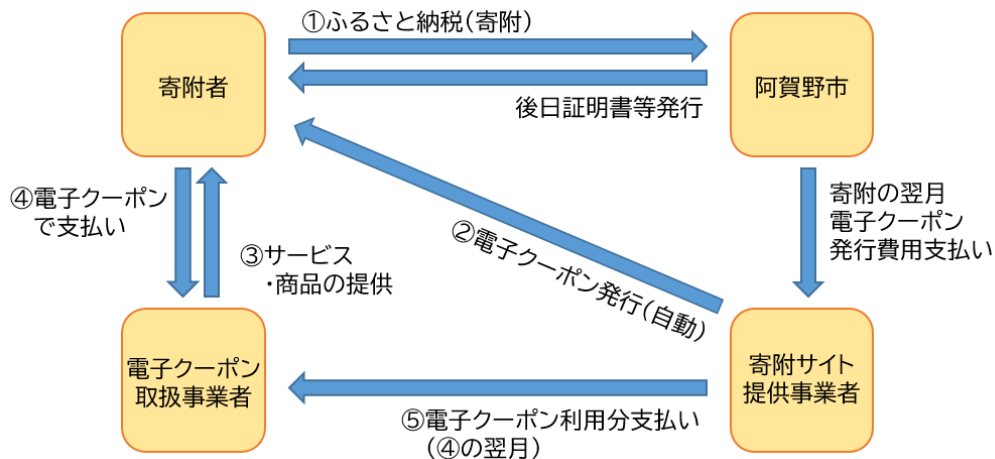
1. 趣旨

ふるさと納税の寄附方法・返礼品の一つとして、旅先の現地で寄附しその場で返礼品として電子クーポンを受け取ることができる「現地決済型」ふるさと納税がある。寄附者は発行された電子クーポンを宿泊や食事代の支払いに使えるほか、体験等や地場産品基準を満たす物品購入の支払いに使うことができる。

ふるさと納税をさらに推進し、地元特産品等の PR 及び販路拡大などによる地元企業等の活性化を図るため、市外在住の施設利用者が上記の電子クーポンを利用できる、電子クーポン取扱事業者を募集する。

2. 事業の流れ

寄附者が市に対して寄附を行ってから電子クーポン取扱事業者に対し費用を支払うまでの流れは次のとおりです。



- ① 寄附者が市へ寄附 (申込、決済完了)
- ② 決済完了後、すぐに寄附者へ電子クーポンが発行される (寄附金受領証明書は後日市が発行)
- ③ 寄附者が電子クーポン取扱事業者よりサービス・商品の提供を受ける
- ④ 寄附者が電子クーポン取扱事業者への対価の支払 (決済) として電子クーポンを利用する (決済手数料はかかりません)
- ⑤ 寄附サイト提供事業者から電子クーポン取扱事業者へ電子クーポン利用分の支払い
※利用された翌月に1か月分まとめて寄附サイト提供事業者より振り込まれる (振込手数料は寄附サイト提供事業者負担)

3. 留意事項

- (1) 二次元コードでの決済であるため、寄附者 (施設利用者) が画面に入力する内容 (利用されたポイント) を確認する。

- (2) 利用されたポイントの精算が翌月以降となるため、サービス等の提供からその対価となる金銭の受け取りまで一定の期間が生じる。
- (3) 市の現地決済型ふるさと納税サイト等への電子クーポン取扱事業者の掲載順については、市が決定する。

4. 電子クーポンの内容

- (1) 種類（1ポイント＝1円、寄附金額の3割以内）

寄附金額	電子クーポン発行ポイント
10,000円	3,000ポイント
以後1,000円あたり	300ポイント

- (2) 有効期間 発行日から180日間

5. 電子クーポン取扱事業者の加盟要件

次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 原則として、新潟県内のみで事業を行い、かつ阿賀野市内に事業拠点（本店、支店または営業所等）を有する事業者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同法第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) ポスターや決済用二次元コード等の販促物等の掲示・設置に協力できること。
- (5) 市や寄附サイト提供事業者の巡回に対応できること。
- (6) 電子クーポンを物品の購入に使用可能とする場合、総務省の提示する地場産品基準を確実に満たすものみに使用する運用ができること。

※ 上記の要件に全て適合しても、市が適当でないと認める場合は、加盟できないことがあります。

6. 業務内容

- (1) 納品された販促物等を可能な限り施設利用者の目に届く箇所に提示・設置する。
- (2) 施設利用者が現地決済型ふるさと納税サイトで寄附をする際に質問された場合、コールセンターを案内する。
- (3) 施設利用者の支払い時、電子クーポンの利用に対応する。（一般的な二次元コード決済と同様）

7. 加盟申込方法～利用開始

- (1) 「阿賀野市ふるさと納税電子クーポン取扱事業者加盟申込書」および「加盟事業者登録申請書」を提出する。電子申請および書面（郵送・FAX・メール）による申請いずれも可。
- (2) 市が加盟要件を満たす事業者を選考し、阿賀野市ふるさと納税電子クーポン取扱事業者への加盟可否について結果を通知する。
- (3) 申込書等の提出後 1 か月程度で寄附サイト提供事業者から郵送により販促物が納品される。
- (4) 販促物等を可能な限り施設利用者の目の届く箇所に掲示・設置する。
- (5) 利用開始。

8. 受付期間

随時募集。

9. 届出義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに市へ報告してください。

- (1) ふるさと納税に関するサービス・商品の提供が中止、または終了となる恐れが生じたとき。
- (2) ふるさと納税に関するサービス・商品の提供について、寄附者から苦情等があった場合や事故等の問題が生じたとき。（この場合には、真摯に対応し解決に努め、内容を市へ必ず報告してください。）
- (3) 「阿賀野市ふるさと納税電子クーポン取扱事業者加盟申込書」および「加盟事業者登録申請書」の記載事項に変更が生じたとき。

10. 加盟の取り消し

電子クーポン取扱事業者が次のいずれかに該当することが判明したときは、加盟を取り消すものとします。

- (1) 申込内容に虚偽があったとき。
- (2) 本要項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) ふるさと納税に関わらず、市及び寄附者等に損害を及ぼす行為があったとき。

11. その他

- (1) 提出いただいた申込書および申請書は返却しません。
- (2) 提供事業者やサービス・商品に関して、市が必要と認めるときは調査（実地調査を含む）を行うことがあります。
- (3) この要項に記載のない事項については、双方での協議の上、対応させていただきます。

12. 問い合わせ先

- (1) 阿賀野市
阿賀野市総務部まちづくり政策課 まちづくり推進係
〒959-2092 阿賀野市岡山町 10 番 15 号

TEL 0250-62-2510（代表） FAX 0250-62-0281

E-mail furusato@city.agano.niigata.jp

(2) 寄附サイト提供事業者（サイト名：ふるさと応援納税(*)）

※寄附サイト運営事業者

株式会社 DMC aizu

〒969-3102 福島県猪苗代町字葉山7 1 0 5 番地

TEL 03-6812-2230（東京事務所 電子クーポンサポート）

※連携事業者

中部電力ミライズコネクト株式会社

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4 丁目5 番3号

TEL 052-211-9971

※グループ親会社

株式会社 IS ホールディングス

〒100-6226

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 26F

(*)「ふるさと応援納税」は、株式会社 IS ホールディングスの登録商標です。

作成日：令和6年10月25日

最終更新日：令和8年4月1日